

# 高速道路等沿道における 屋外広告物設置ガイドライン

平成 29 年 1 月

和歌山県



# 目次

はじめに	1
1. ガイドライン策定の背景	1
第1章 従来の屋外広告物規制の概要	2
1. 高速道路等の沿道における規制概要	2
2. 規制の適用除外と高速道路等沿道への適用	2
第2章 高速道路等沿道への広告物の設置状況と課題	3
1. 現状	3
2. 課題	3
2-1. 表示を認める内容	3
2-2. 規格	3
2-3. デザイン	4
2-4. 立地状況	4
2-5. その他	4
第3章 高速道路等沿道における新たな屋外広告物規制の方向性	5
1. 許可の考え方	5
2. 許可の基本方針	6
2-1. 周辺景観への配慮	6
2-2. 統一感の確保	6
2-3. 和歌山らしさの創出	6
3. 許可の目的と対象	7
3-1. 目的	7
3-2. 対象	7
第4章 高速道路等沿道における新たな屋外広告物設置基準の概要	8
1. 設置基準の概要	8
2. 推奨デザイン	10
2-1. 共通事項	10
2-2. 分類別	13
第5章 高速道路等沿道における新たな屋外広告物設置基準の詳細	14
1. 設置基準の内容	14
1-1. 表示内容	14
1-2. 規格	22
1-3. デザイン	27
1-4. 乱立防止	35
1-5. 危害防止	39
第6章 適切な維持管理	40
1. 安全性の確保	40
2. 美観の維持	40

第7章 今後の検討課題	41
1. インターチェンジ周辺の屋外広告物規制の必要性	41
2. 広告主や広告事業者に対する周知・啓発等	41
3. 高速道路等沿道広告物を活用したブランド戦略	41
4. 適時・適切な基準の見直し	41
参考資料	42
1. 設置基準の考え方等	42
1-1. 規格	42
1-2. デザイン	43
1-3. 枚数・設置場所	45
2. 申請手続き関係	46
2-1. 申請方法	46
2-2. 申請書記入例	50
2-3. 問い合わせ先	51
3. 検討経緯	52
3-1. 和歌山県景観審議会 屋外広告物専門委員会	52

## はじめに

### 1. ガイドライン策定の背景

本県では、良好な景観形成等を目的に策定した和歌山県屋外広告物条例（昭和 59 年条例第 10 号。以下「条例」といいます。）に基づき、阪和自動車道の開通（昭和 49 年）を契機に高速道路及び自動車専用道路（以下これらを総称して「高速道路等」といいます。）の沿道 300m の範囲内における屋外広告物の設置を原則として禁止してきました。

しかしながらこうした規制は必ずしも遵守されず、現在、高速道路等の沿道に無秩序に違反広告物が設置されている箇所が存在しているのが実態です。

本県は、世界遺産やジオパークなど多くの観光・文化資源を保有する観光立県であり、これらの資源を活用するためにも、現在、高速道路等の整備が順次進められています。また、和歌山県景観条例（平成 20 年条例第 21 号）等の活用により、景観資源を保全しつつ良好な景観形成に努めています。

こうした中、来訪者の利便性向上の観点から、高速道路等の沿道において、周辺景観と調和しつつ、わかりやすく統一感のある案内広告物を整備・誘導していく必要があることから、今般、和歌山県屋外広告物施行規則（昭和 59 年規則第 85 号。以下「規則」といいます。）を改正し、高速道路等の沿道に設置を認める屋外広告物の基準を新たに策定しました。本ガイドラインは、この設置基準の詳細を分かりやすく解説するとともに、良好な景観形成等の観点から推奨すべき広告物のデザイン等を取りまとめたものです。

広告主・広告業者、観光関係事業者等のご理解・ご協力のもと、観光振興に資する広告物の設置を通じて、本県における観光振興の一層の推進、地域経済の発展を目指してまいります。

#### ■案内広告物とは

道標	: 道路を通行する人の便宜のために木、石又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、地名又は公共的な建物、施設等の方向、里程などを表示するもの
案内図板等	: 木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、又は建築物(塀を含む。)の壁面を利用して取り付けられ、事業所、営業所若しくは作業場(以下「事業所等」という。)を案内するための図表を表示するもの又は土地に建植され、公共的な広告内容を表示するもの
案内板	: 道路を通行する人の便宜のために木、石又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、建築物(塀を含む。)の壁面を利用して取り付けられ、又は電柱に巻き付けられ、若しくは取り付けられ、事業所等の方向、里程等を表示するもの

# 第1章 従来の屋外広告物規制の概要

## 1. 高速道路等の沿道における規制概要

高速道路等の路端から300m以内の範囲であって道路面より上の地域（道路から展望できる部分に限る。）は、原則として広告物の表示、又は掲出物件の設置が認められない「禁止地域」として位置づけられています（条例第3条第12号）。



## 2. 規制の適用除外と高速道路等沿道への適用

条例第6条第6項では、「道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらの掲出物件」は知事の許可を受けることにより条例第3条の規定（禁止地域等に関する規定）を適用しないこととされています。

この適用除外規定の対象には、概念上、高速道路等も含まれていますが、高速道路等に対応した設置基準を規則において定めていないことから、高速道路等の沿道に屋外広告物を設置することは実質的に不可能となっています。

このため、今般、規則を改正し、高速道路等の沿道における屋外広告物の設置基準を新たに策定することとしました。

### ○和歌山県屋外広告物条例（昭和59年条例第10号）（抄）

（適用除外）

第6条第6項 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらの掲出物件については、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第三条の規定（※）は、適用しない。

（許可の基準）

第11条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準は、規則で定める。

（※）第三条は、禁止地域等に関する規定

## 第2章 高速道路等沿道への広告物の設置状況と課題

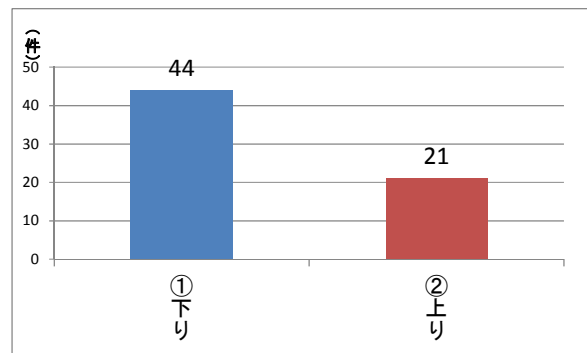
### 1. 現状

県内には、紀北と紀南を結ぶ「阪和自動車道」、紀北を東西に走る「京奈和自動車道」、紀南の「那智勝浦新宮道路」があります。

本ガイドライン策定時点では、阪和自動車道沿道に60件を超える違反広告物が設置されており、景観を損なう要因となっていました。

なお、京奈和自動車道や那智勝浦新宮道路では、那智勝浦新宮道路の国道42号との合流部（新宮）を除き広告物の設置は見られませんでした。

■違反広告物の件数（阪和自動車道）



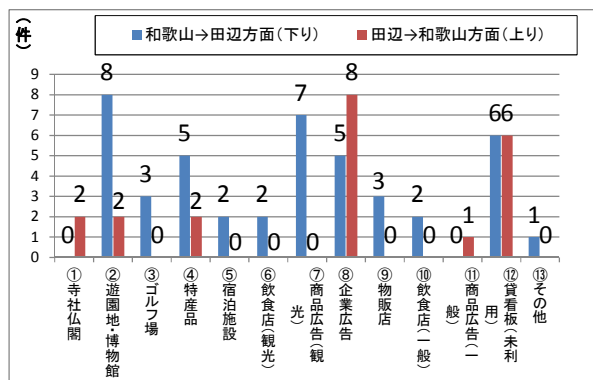
### 2. 課題

#### 2-1. 表示を認める内容

本ガイドライン策定時点では、阪和自動車道の下り（和歌山から田辺方面）に観光施設の広告物が多く、上り（田辺から和歌山方面）に一般企業の広告物が多く見られました。

阪和自動車道は、県外からの来訪者が多く利用する路線であるため、観光振興の観点を踏まえつつ、表示を認める内容について一定の基準を定める必要があります。

■表示内容の件数（阪和自動車道）

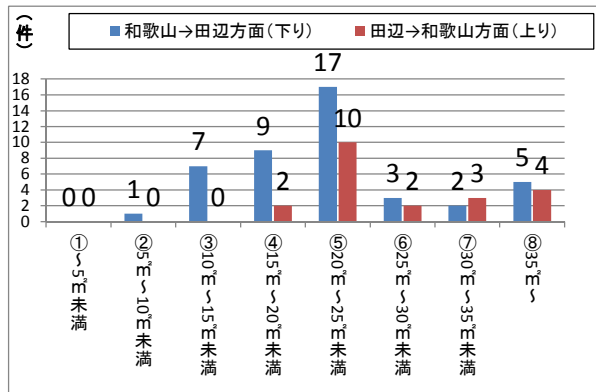


#### 2-2. 規格

本ガイドライン策定時点において設置されていた広告物の規格は、縦3～4m程度、横7～8m程度のサイズのものが多く、20㎡程度の面積のものが多く見られました。また、道路面からの高さは、10mを超えるものが多く見られました。

大きな広告物は景観に与える影響が大きいため、広告物の視認性を考慮しつつ、自然景観を阻害しない大きさ・高さ等について一定の基準を定める必要があります。

■面積区分ごとの件数（阪和自動車道）

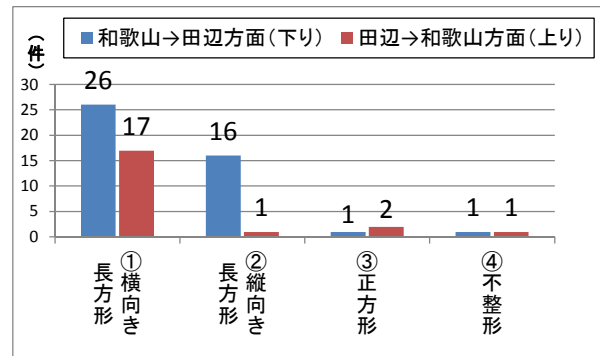


## 2-3. デザイン

本ガイドライン策定時点において設置されていた広告物の形状は、横向きの長方形が多く、いくつかまとめて掲出されている集合型のものも多く見られました。また、表示内容はロゴを使った広告物が多く、背景色が使われている広告物も多く見られました。

広告物のデザインは、施設等の情報を提供するとともに、形状や色彩などのデザインについて一定の基準を定める必要があります。

■形状区分ごとの件数（阪和自動車道）

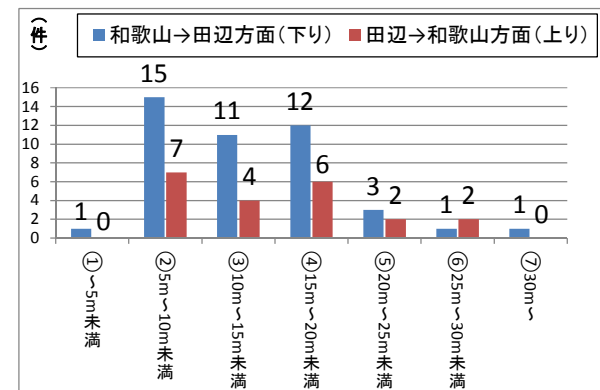


## 2-4. 立地状況

本ガイドライン策定時点において設置されていた広告物は、道路端 5m から 20m の間に立地するものが最も多く、また、山林の中に立地するものも多く見られました。

道路端から離れた位置に設置することは、視認性や安全性の低下につながることから、高速道路等沿道の地形などを考慮しつつ、広告物の設置可能な場所について一定の基準を定める必要があります。

■道路端からの距離区分ごとの件数（阪和自動車道）



## 2-5. その他

高速道路等沿道という特殊性から、自動車利用者が広告物を無理なく認識できることが重要です。広告物の一カ所への乱立や短い間隔での連続した設置は、広告物の視認性を妨げることとなり、かえって案内効果が低減されることとなります。

また、危害防止の観点から、屋外広告物の構造安全性の確保や適正な維持管理が、より一層求められます。

このため、これらの観点を踏まえて基準を定める必要があります。



## 第3章 高速道路等沿道における新たな屋外広告物規制の方向性

### 1. 許可の考え方

前述のとおり、高速道路等の沿道は、広告物の設置が原則として禁止される「禁止地域」として位置づけられていますが、周辺景観と調和し、わかりやすく統一感のある広告物に限りその設置を認めることで、良好な景観の保全に配慮しつつ高速道路利用者の利便性向上を目指します。

許可にあたっては、本県の景観計画に掲げられた「基本目標」や「目指すべき景観像の実現」を基本理念とします。

#### ■基本理念

(和歌山県景観計画：基本目標より)

- ①人々の生活や生業の中で生まれ、支えられ、継承されてきたものに敬意を表す
- ②身近なところに当たり前のようにある和歌山県らしい景観の価値に気づき、その成り立ちを丹念に読み解き、共有していく過程を通じて保全し、創造し、次代に引き継ぐ
- ③県、市町村、県民、事業者及び来訪者が協働し、和歌山県らしい良好な景観の形成を図っていく

(和歌山県景観計画：目指すべき景観像の実現より)

- ①精神文化を育んできた骨格となる自然景観を保全する
- ②多様な時代の歴史や地域の文化が息づく景観を継承する
- ③人々の暮らしや地域の活動がつくる景観の魅力を醸成する



#### ■許可の方向

- ①和歌山の地域資源(自然・歴史資源等)を阻害する広告物は掲出しない
- ②和歌山の魅力を知ってもらうため、地域資源に配慮した情報提供を行う
- ③和歌山らしい広告物の掲出を推進する
- ④風致美観並びに危害の防止の観点から、多くの広告物の乱立は防止する

---

## 2. 許可の基本方針

### 2-1. 周辺景観への配慮

和歌山県の高速道路等は、トンネル区間が多いものの、地上を走行する際には、周辺の山林など緑豊かな自然景観を望むことができます。

今回新たに設置を認める広告物は、こうした緑豊かな自然景観を阻害することなく、かつ、来訪者が必要な情報を適切に取得できるよう、規格、デザイン、設置枚数等に係る基準を設け、周辺景観との調和に努めます。

### 2-2. 統一感の確保

和歌山県内には、高野山や熊野古道等の歴史・文化資源やジオサイトなどの美しい自然、梅やミカンに代表される特産品など、これらに関連する観光地や観光施設等が多数あり、本県を訪れる来訪者は年々増加しています。

来訪者に県内の観光地点、特産品等の情報を正確かつ効果的に伝えるため、広告物の色彩やレイアウトの指定等により一定の統一感を醸成しつつ、わかりやすいデザインとなるよう努めます。

### 2-3. 和歌山らしさの創出

和歌山県内には、紀北の高野山、梅やミカンの一大産地である紀中、吉野熊野国立公園に指定された白浜・串本の美しい海岸線や熊野古道を有する紀南と、地域ごとに様々な特徴を持っています。

広告物の色彩や表示面のレイアウトなどを工夫することで、和歌山県の魅力が少しでも伝わるデザインとなるよう努めます。

### 3. 許可の目的と対象

#### 3-1. 目的

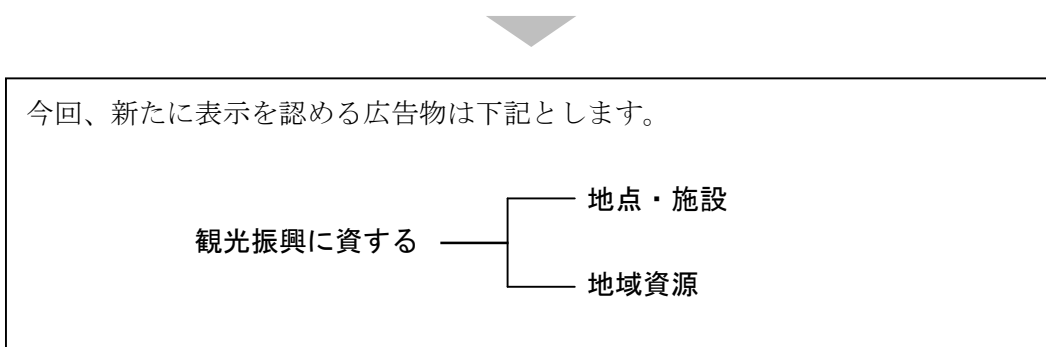
高速道路等の沿道に、周辺景観と調和しつわかりやすく統一感のある広告物の設置を認め、本県の観光振興を一層推進するとともに、地域経済の発展を目指します。

#### 3-2. 対象

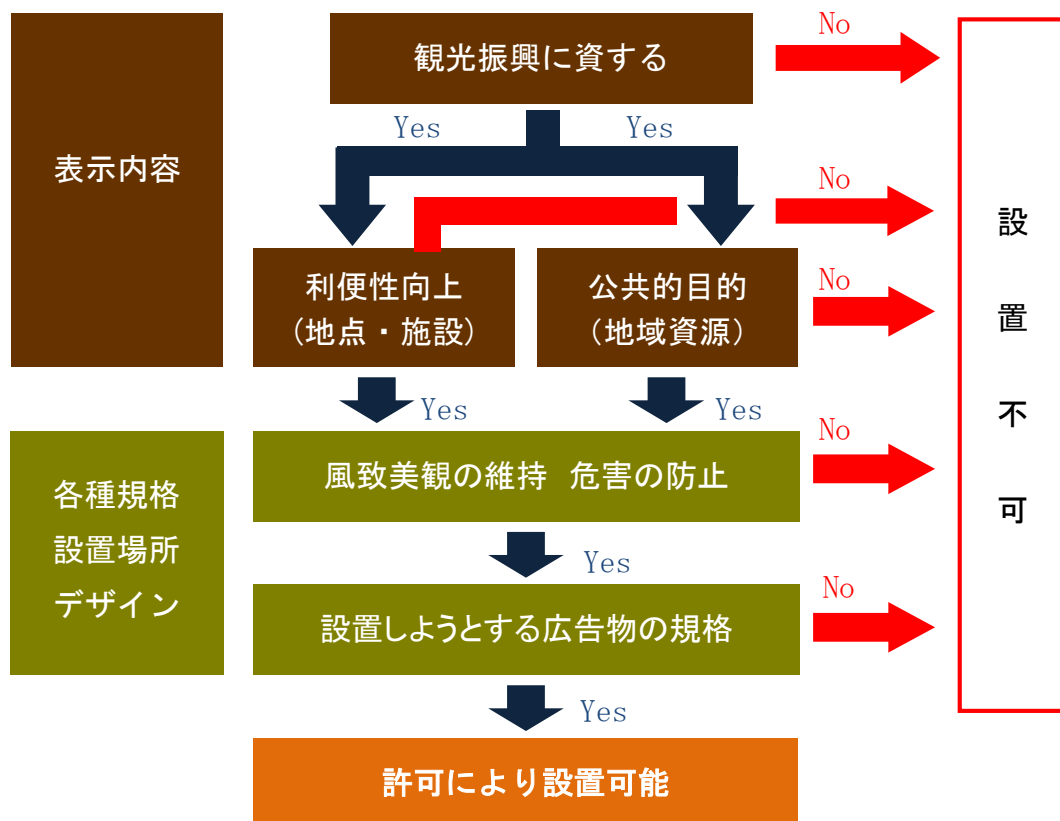
条例第6条第6項に基づき設置が許可される広告物は、

- (1) 公衆の利便に供することを目的とする広告物
- (2) 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物

の2種類です(P2参照)。今回の取組趣旨を踏まえ、(1)として観光振興に資する地点・施設を案内する広告物を、(2)として観光振興に資する地域資源を案内する広告物を、それぞれ設置できることとします。



#### ■設置を認める広告物のフロー



## 第4章 高速道路等沿道における新たな屋外広告物設置基準の概要

高速道路等の沿道については、今後とも「禁止地域」としての位置づけを維持しつつ、次の基準に適合する屋外広告物に限り、特例的にその設置を許可します。

### 1. 設置基準の概要

対象路線	和歌山県内の高速道路及び自動車専用道路（中核市である和歌山市内（別条例）を除く）				
表示内容	<p>(1) 観光地点</p> <p>◎観光入込客統計（観光庁）に基づく観光地点</p> <p>※ 城、神社・仏閣、博物館、美術館、動・植物園、水族館、温泉地、スポーツ・レクリエーション施設、海水浴場、公園、遊園地、テーマパーク等が該当（ただし、公的観光情報サイト等に掲載されているものに限る）</p> <p>※ 一般店舗・飲食店、ホテル・旅館は対象外</p> <p>◎上記以外の観光地点であって特に観光振興に資するものとして知事が認めたもの</p> <p>(2) 地域特産品</p> <p>◎中小企業地域資源活用促進法に基づく地域産業資源<sup>(※)</sup>であって地方自治体又は公共的団体（農協、漁協、観光協会等）が設置するもの</p> <p>※ 和歌山県ではミカン、柿、梅、マグロ、タチウオ、各種工芸品等を指定（計179件）</p>				
規格	大きさ	高さ	形状		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20㎡以内（単独看板の場合）</li> <li>・30㎡以内（集合看板の場合）</li> </ul> <p>(*)英語併記（集合看板）は45㎡まで可</p>	地盤面から7m以内	長方形 (R状の面取りは可)		
デザイン	色	字体	文字サイズ	表示面積	
	<p>【主表示部分】 茶ベース＋白文字</p> <p>【案内部分】 白ベース＋茶文字</p>	<p>【主表示部分】 視認しやすい字体</p> <p>【案内部分】 角ゴシック</p>	<p>路端からの距離に応じる文字高</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・15m以内→50cm以上</li> <li>・15～30m以内→70cm以上</li> </ul>	<p>【案内部分】 1/5以上</p> <p>【ピクト・ロゴ等部分】 1/5以下</p>	
枚数設置場所	枚数	設置場所			
	4枚まで (上り・下り2枚)	<p>①路端からの距離：5m超30m以内 (道路標識から10m以内の区域を除く)</p> <p>②路面からの高さ：12m以内</p> <p>③相互間距離：80m以上（走路方向）</p> <p>④1地点に1枚まで。ただし、地理的要因によりやむを得ない場合は、一定の条件（色彩、レイアウトの統一等）のもと1地点に2枚まで設置可。</p>			
その他	<p>【空き看板対策】 空き看板は茶色とする</p> <p>【裏面对策】 看板の裏面は茶色又はグレーとする（道路から展望できる場合に限る）</p>				



## 2. 推奨デザイン

### 2-1. 共通事項

#### 【主表示部分】

- 施設名称等を記載する部分です。
- 多くの文字等を表示すると判別しにくいことから、伝えたい情報を必要最低限に、また、シンプルに記載しましょう。
- 文字間が狭すぎたり、枠いっぱいまで表記すると判別しにくいことから、余白を取り、文字間のバランスに配慮しましょう。



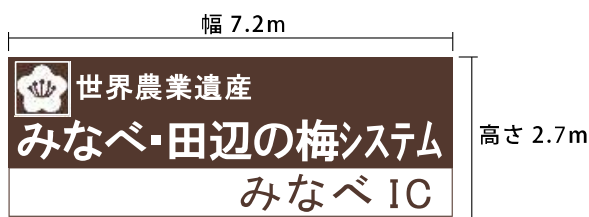
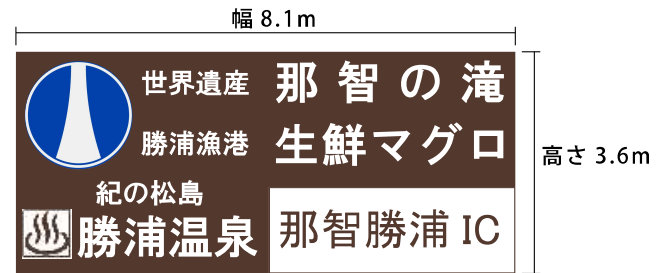
#### 【ピクト・ロゴ等部分】

- 施設名称等に係るピクトグラムや企業ロゴ等を記載する部分です（活用するか否かは任意ですが、活用する場合は全体面積の1/5以下としてください。）。
- 写真やイラストは、原色の使用は最小限に止め、主表示部分との調和を考えた配色としましょう。
- ピクトグラムは、伝えたい内容がイメージしやすい表示に努めましょう。
- 主表示部分と直接関係のないものは表示しないようにしましょう。

#### 【案内部分】

- 最寄りの IC 名等を記載する部分であり、必ず設けて下さい（全体面積の1/5以上）。
- 案内表示を記載するスペースはまとめて確保しましょう。
- 広告物の中でも見やすい道路側にしましょう。
- 主表示部分やピクト・ロゴ等部分との区別が分かるように、地色や線などで明確に区分しましょう。

■ 推奨事例



■ピクト・ロゴ等の使用事例



○ロゴを用いた事例



○ピクトグラムを用いた事例



○写真を用いた事例



○写真を用いた事例

■屋外広告物の設置イメージ



○単独の案内広告物の設置イメージ



○集合化した案内広告物（3者共同）の設置イメージ



## 2-2. 分類別

- 多くの文字等を表示すると判断しにくいので、地点・施設に応じた必要最低限の文字を記載しましょう。
- 伝えたい主要な文字（地点・施設名等）とそれを補足する文字の大きさを変えることで、メリハリを付け見やすい記載としましょう。
- 補足する内容は、たくさんあると情報が煩雑になり、わかりにくくなるので、補足する内容は、1つか2つ程度を記載しましょう。

### ■産業観光



### ■温泉地



### ■都市型観光-買物・食等



## 第5章 高速道路等沿道における新たな屋外広告物設置基準の詳細

### 1. 設置基準の内容

「1-1. 表示内容」「1-2. 規格」「1-3. デザイン」「1-4. 乱立防止」「1-5. 危害防止」の観点から基準を定めています。

#### 1-1. 表示内容

##### (1) 公衆の利便に供することを目的とする広告物（観光地点）

(規則内容)

以下のいずれかを案内するために表示し、または設置するものであること。

- 1 観光入込客統計（観光庁）に基づく観光地点であって知事が認めたもの
- 2 1以外の観光地点であって特に観光振興に資するものとして知事が認めたもの

基準	考え方
<p>○観光庁の「観光入込客統計に関する共通基準（平成25年3月改定）」における「表1 観光地点等分類表」のうち大分類「観光地点」に該当するものであって知事が認めたものについて表示を認めます。</p> <p>※「観光地点」への該当性判断基準 次頁以降の運用基準に基づき判断します。</p> <p>※知事の認定基準 以下の項目を参酌して表示が認められる観光地点に該当するか否かを判断します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 文化財指定、ジオサイト、自然公園、伝建地区など法令等における位置づけの有無</li> <li>② 公的観光情報サイト等への掲載の有無</li> <li>③ 上記①及び②で認められる観光地点との類似性及び同等以上の集客性の有無</li> </ol>	<p>○観光・ビジネスの目的を問わず、観光客を集客する力のある施設又はツーリズム等の観光活動の拠点となる地点を「観光地点」として統計の対象としている「観光入込客統計」の考え方に準拠することとします。</p> <p>このため、個々の商品、一般店舗・飲食店、ホテル・旅館等に関する広告物は、設置許可の対象外とします（観光入込客統計でも、日常的な利用、通過型の利用がほとんどを占めると考えられる地点は統計対象とされていません。）。</p>

■観光地点等分類表(1/4)

大分類		中分類		小分類		備考	観光地点への該当性判断基準
1	観光地点	01	自然	01	山岳	広大な地域を対象とする場合は入込客数のダブルカウントに留意する。	広大な地域を対象とする場合は留意する。
				02	高原	湿原、原野等も含み、観光の対象となっているもの。	同左
				03	湖沼	人造湖含む。	同左
				04	河川	峡谷、滝等を含む。	同左
				05	海岸	海岸、砂丘、岬等をいう。海水浴場は、スポーツ・レクリエーションに分類する。	海岸、砂丘、岬等をいう。
				06	海中	自然公園法で海中公園に指定されている地区や海中景観の優れた地区等。	同左
				07	島	離島。	同左
				99	その他自然	エコツーリズム(自然環境を対象とし、それらを損なうことなく、それらを体験し学ぶ観光)、グリーンツーリズム(農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動)等は、ここに整理。	エコツーリズム(自然環境を対象とし、それらを損なうことなく、それらを体験し学ぶ観光)、グリーンツーリズム(農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動)に取り組み、年間を通じて週に2日以上観光客等の受け入れを行っている地域施設等はここに該当。
				02	歴史・文化	01	史跡
		02	城			天守あるいはやぐらを有する城。(復元されたものも含む。城跡は史跡で整理する。)	天守あるいはやぐらを有する城。
		03	神社・仏閣			観光利用の対象として扱っているもの。	同左
		04	庭園			一般の方が入場可能な庭園。	同左
		05	歴史的まち並み、旧街道			歴史的に魅力があり、観光利用の対象として扱っているもの。	同左
		06	博物館			博物館等の定めのないものも含む。	同左
		07	美術館			ギャラリー、絵画館を含む。	同左
		08	記念・資料館				同左
		09	動・植物園			サファリパーク、鳥類園を含む。	同左
		10	水族館				同左
		11	産業観光			産業観光(歴史的・文化的価値のある工場等やその遺構、機械器具、最先端の技術を備えた工場等を対象とした観光で、学びや体験を伴うもの。)例:ワイナリー、ビール園、酒造見学等。	産業観光(歴史的・文化的価値のある工場等やその遺構、機械器具、最先端の技術を備えた工場等を対象とした観光で、学びや体験を伴うもの。)に係るもので、年間を通じて週に2日以上観光客等の受け入れを行っている施設に限る。見学等の客を受け入れている市場はここに含む。例:ワイナリー、ビール園、酒造見学等。

■観光地点等分類表(2/4)

大分類		中分類		小分類	備考	観光地点への該当性判断基準	
1	観光地点	02	歴史・文化	12	歴史的建造物	歴史的建造物、デザインの優れた建造物（橋や駅、ビル、タワー、ダム等）。歴史的文化的価値のある建造物そのものが観光利用の対象となっているもの。	同左
				99	その他歴史		適用しない。
				03	温泉・健康	01	温泉地
		99	その他温泉・健康			温泉法に基づかない温泉類似施設。スーパー銭湯等については日常利用の多寡に留意する。ヘルスツーリズム（自然豊かな地域を訪れ、そこにある自然、温泉や身体に優しい料理を味わい、心身ともに癒され、健康を回復・増進・保持する新しい観光形態）。	適用しない。
		04	スポーツ・レクリエーション	01	スポーツ・レクリエーション施設	ゴルフ場、テニスコート、スケート場、プール、サイクリングコース、ハイキングコース、複合的スポーツリゾート施設等。・自然歩道、自然研究路を含む。 日常利用の多寡に注意する。 （例：・ゴルフ練習場は含まない。レジャー的要素がなく日常利用が大半を占める運動用プール等は含まない。河川敷のサイクリングコース等で日常利用者が大半を占めるものは含まない。 スポーツ観戦（野球、サッカー、メジャーゴルフトーナメント大会等）の入込は含まない。	ゴルフ場、テニスコート、スケート場、プール、サイクリングコース、ハイキングコース、複合的スポーツリゾート施設等。自然歩道、自然研究路を含む。 日常利用の多寡に注意する。 （ゴルフ練習場は含まない。レジャー的要素がなく日常利用が大半を占める運動用プール等は含まない。河川敷のサイクリングコース等で日常利用者が大半を占めるものは含まない。） スポーツ観戦施設（野球、サッカー、メジャーゴルフトーナメント大会等。）
				02	スキー場		同左
				03	キャンプ場		同左
				04	釣り場	具体的な箇所を特定できる「釣り場」を地点とする。「自然」の「湖沼」や「河川」と重複しないように留意する。	具体的な箇所を特定できる「釣り場」を地点とする。
				05	海水浴場		同左
				06	マリーナ・ヨットハーバー		同左

■観光地点等分類表(3/4)

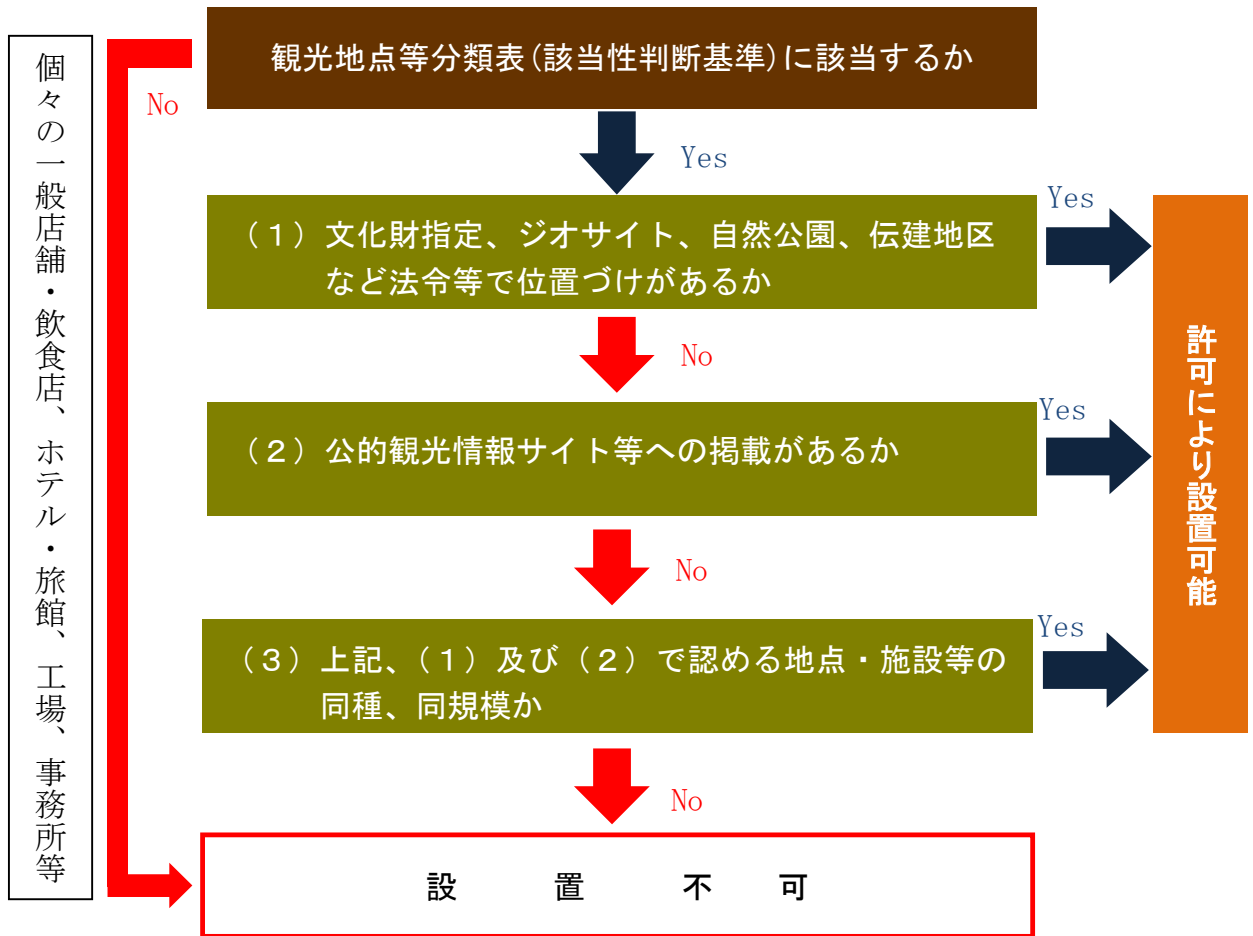
大分類		中分類		小分類		備考	観光地点への該当性判断基準
1	観光地点	04	スポーツ・レクリエーション	07	公園	イベントの開催やピクニック等の目的となる公園を対象とし、施設のない公園や総合運動公園で日常利用者が大半を占めるものは含まない。なお、公園等を会場とする行祭事・イベントへの参加に係る人数は行祭事・イベントに分類する。	同左
				08	レジャーランド・遊園地	【日本標準産業分類における定義】 各種遊戯施設により娯楽を提供する事業所をいう。 【特定サービス産業実態調査（経済産業省）における定義】 樹木、池等自然の環境を有し、かつ、有料の各種遊戯施設を配置し、客に娯楽を提供する業務を営む事業所(客が直接に硬貨・メダル・カード等を投入するものを除き、3種類以上の遊戯施設を有するもの)をいう。	同左
				09	テーマパーク	【日本標準産業分類における定義】 文化、歴史、科学等に関する特定のテーマに基づき施設全体の環境づくりを行い、各種遊戯施設により娯楽を提供する事業所をいう。 【特定サービス産業実態調査（経済産業省）における定義】 入場料をとり、特定のテーマのもとに施設全体の環境づくりを行い、テーマに関連するアトラクションを有し、パレードやイベント等のソフトを組み込んで、空間全体を演出して娯楽を提供する事業所をいう。	同左
				99	その他スポーツ・レクリエーション		適用しない。

■観光地点等分類表(4/4)

大分類		中分類		小分類		備考	観光地点への該当性判断基準
1	観光地点	05	都市型観光 - 買物・食等 -	01	商業施設	郊外ショッピングセンター、駅前商店街等で日常利用が大半を占めるものは含めない。	適用しない。
				02	地区・商店街	朝市・市場等で日常利用が大半を占めるものは含めない。	同左
				03	食・グルメ	食をテーマとした観光利用の拠点。日常利用の多寡に留意すること。	食をテーマとした観光利用の拠点。観光客等をターゲットとした飲食店街は該当（個々の店舗は含まない）。
				99	その他都市型観光 - 買物・食等 -	農水産品等の直売所、物産館等はここに含める。	農林水産物の直販店、物産館等に限る。ただし駐車場が20台以上確保されていること。観光客をターゲットとした地域の商品を多数取り扱っているお土産物店はここに含める。
		06	その他	99	他分類されない観光地点	道の駅、パーキングエリア等はここに含める。ただし単なる休憩機能のみの施設は除く。	道の駅、パーキングエリア、観光案内所、観光に資する路線等はここに含める。ただし単なる休憩機能のみの施設は除く。

参考:「大分類」欄から「備考」欄までは「観光入込客統計に関する共通基準（平成25年3月改定）」（国土交通省）

■個別施設等が該当するか否かの判断基準のフロー



(2) 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物

(規則内容)

- 1 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）に基づく地域産業資源を案内するために表示し、または設置するものであること。
- 2 地方公共団体又は公共的団体が表示し、または設置するものであること。

基準	考え方
<p>○(1)の観光地点に該当しないものであって、以下の①～③のいずれにも該当する広告物は、『公共的目的をもった広告物』としてその設置を認めます。</p> <p>①表示内容が地域産業資源<sup>*</sup>の総称であること  <sup>*</sup>中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第2条第2項</p> <p>②地方自治体及び地方自治法第157条に規定する公共的団体（農協、漁協、森林組合、商工会議所、観光協会等）が設置する広告物であること</p> <p>③地域産業資源に係る地域への案内のため、最寄 IC 等に関する情報を含めること</p>	<p>○観光地等の案内情報を提供し、利用者の利便性向上を図るという今回の取組みの趣旨を踏まえれば、本来、商品広告の設置は適当でないと考えられる一方で、例えば、地域の特産品を総称する広告内容（有田みかん、あら川の桃、みなべのうめ、那智勝浦のマグロ等）は、来県者の気運の醸成等にもつながり得るものとして、例外的に設置を認めます。</p>



※地域産業資源の定義

【参照条文】

○中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（抄）

（平成 19 年法律第 39 号）

（定義）

第 2 条第 2 項 この法律において「地域産業資源」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域（以下単に「地域」という。）の特産物として相当程度認識されている農林水産物又は鉱工業品
- 二 前号に掲げる鉱工業品の生産に係る技術
- 三 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として相当程度認識されているもの

（地域産業資源の内容の指定）

第 4 条第 1 項 都道府県知事は、基本方針に基づき、地域産業資源であって、当該都道府県において当該地域産業資源を用いて行われる地域産業資源活用事業を促進することにより当該地域産業資源に係る地域の経済の活性化が図られると見込まれるものの内容を定めることができる。

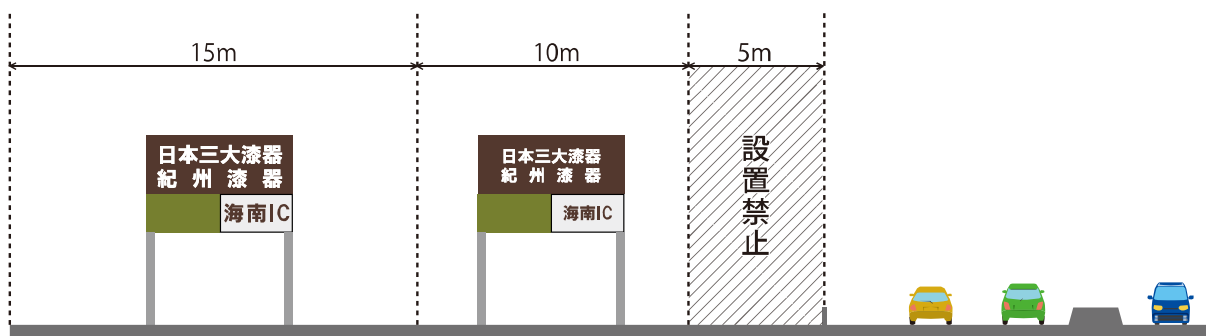
## 1-2. 規格

### (1) 道路端からの距離と文字サイズ（高さ）

(規則内容)	
1	広告物の表示面が、側方の道路の路端から道路外側に向かって5m以上かつ30m以内の範囲から突出しないこと。
2	表示面は、判読性及び視認性、統一感に配慮されたものであること。

基準	考え方
○道路端からの距離は、5m以上30m以内	○ガイドライン策定時点に立地する広告物は道路端より、平均して約17m離れており、走行車両中心から広告部までの距離は、道路部分の3.5mをプラスし、側方距離「20m」（路端から15m）を標準とし、地理的特性等を踏まえ最大「35m」（道路の路端から30m）とします。
○文字サイズ（高さ） ・道路端から5m～15m未満 和文文字高：50cm以上 英文文字高：上記の55%以上  ・道路端から15m～30m以下 和文文字高：70cm以上 英文文字高：上記の55%以上	○人の目は、1箇所に長く留まることは難しく、ちらちらといろんなところをみています。1箇所に滞留する時間はだいたい0.3秒前後で、0.3秒で読むことができる文字数は、日本語で最大15文字程度であり、自動車運転者の場合は、さらに短くなります。（「屋外広告の知識」より） このため、1カ所の判読時間を0.6秒前後として考え、文字高を設定しています。
○文字の周囲に和文文字高の0.1倍以上の幅の余白を設けること	○文字の視認性を高めるため、文字周辺に余白を設定しています。

#### ■道路の路端からの距離と案内部分の文字の大きさのイメージ



## ■文字高さ

(和文)

和歌山

文字高さ

(英文)

Wakayama

文字高さ

### 【推奨】

- ・走行車中からの視認性を高めるため、表示面の余白率が 50%以上となる範囲で、文字を拡大するよう努めて下さい。
- ・大きすぎる文字は、反って判読しづらくなるため、大きな文字でも基準文字高の 2 倍を超える大きさは避けましょう。



余白が少ないと文字が読みにくい。



余白を 50%以上確保すると文字が読みやすい。

(2) 広告物全体の大きさ・形状

(規則内容)

- 1 独立して設置されているものであること。
- 2 広告物の表示面は、1面かつ原則長方形であり幅11m以下であること。
- 3 表示面積は、20㎡以下であること。

基準	考え方
<b>【大きさ】</b> ○20㎡以内（単独看板） かつ幅11m以下	○周辺景観を阻害しない程度の大きさであること、ガイドライン策定時点に設置されていた広告物は20㎡程度のものが多いことから、単独看板については20㎡以内とします。
<b>【形状】</b> ○長方形 （ただし、R状の面取りは可）	○広告物の統一性に考慮し、また、実態として既存の違反広告物は横向き長方形のものが多いことから、形状は長方形とします。

**【推奨】**

- ・周辺の自然景観を阻害しないよう、表示面の高さとの関係は、下記の大きさを参考にして設置して下さい。

表示面の高さ	表示面の幅	表示面の面積
1.8m	10.8m	19.44㎡
2.7m	7.2m	19.44㎡
3.6m	5.4m	19.44㎡
5.4m	3.6m	19.44㎡

■単体看板(20㎡の例)



(縦1.8m×幅10.8m)



(縦2.7m×幅7.2m)



(縦3.6m×幅5.4m)



(縦5.4m×幅3.6m)

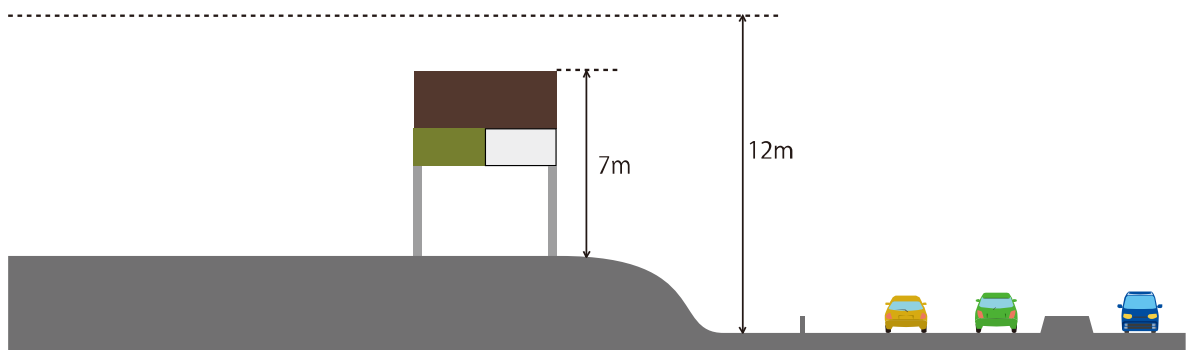
### (3) 広告物の高さ

(規則内容)

- 1 広告物の表示面が、道路の路面から 12m 上方にある水平面から突出しないこと。
- 2 広告物の高さは 7m 以下であること

基準	考え方
○道路面からの高さ 12m 以下 ○地盤面からの高さ 7m 以下	○高速道路等の案内標識（路側式）の高さは、道路面から 5m 程度であり、準拠して広告物の道路面からの高さも「5m」以下とすることが望ましいが、視認距離と仰角の関係や地理的条件を勘案して「12m」以下とします。 ○地盤面からの高さは、野立て看板の設置基準と同様に「7m」以下とします。

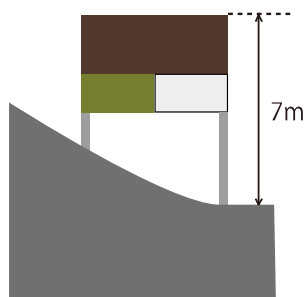
#### ■ 広告物の高さイメージ



#### 【地盤面からの高さの計測方法】

- 傾斜のある場所に設置する場合は、最も低い位置の地盤面からの高さ部分を 7m 以下とします（下図参照）。
- 高さ 4m を超える広告物を設置する場合には、別途、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づき建築確認を得る必要があります。

#### ■ 地盤面からの高さの計測（傾斜のある場合）



最も低い位置の地盤面からの高さ部分を計測

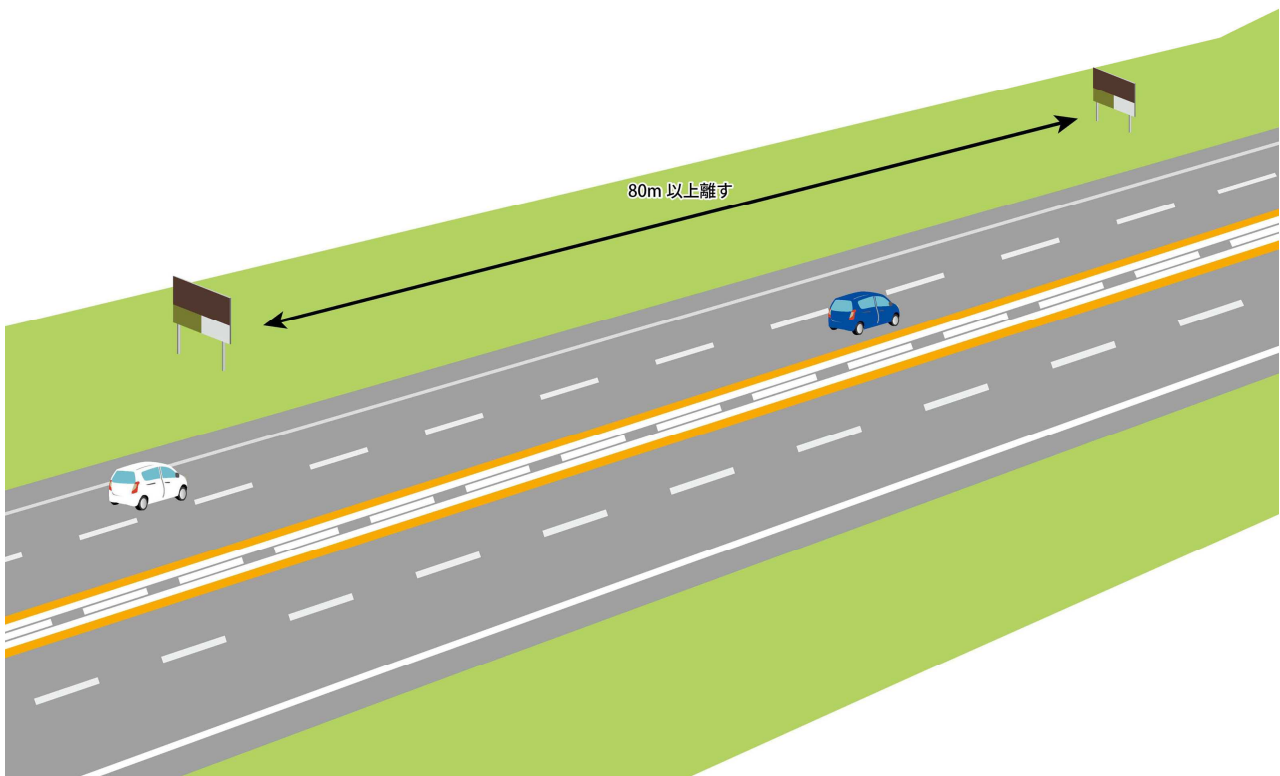
#### (4) 広告物相互間の距離

(規則内容)

- 1 広告物間は、道路の走行方向に対して 80m 以上離れて設置されていること。ただし、知事がやむを得ないと認めたときはこの限りではない。

基準	考え方
○80m 以上離す (広告物間)	○広告物の視認性の観点から、その内容を容易に読み取るため広告物相互に一定距離を確保します。

#### ■相互間距離のイメージ



#### 【距離の計測方法】

- 相互間距離は、案内広告物の表示面から測ります。
- 相互間距離を確保できない場合、広告物を設置することはできませんが、「広告物の集合化 (一団)」により設置が認められる場合もあります。詳細は、「1-4. 乱立防止 (2) 広告物の集合化」を参照してください。

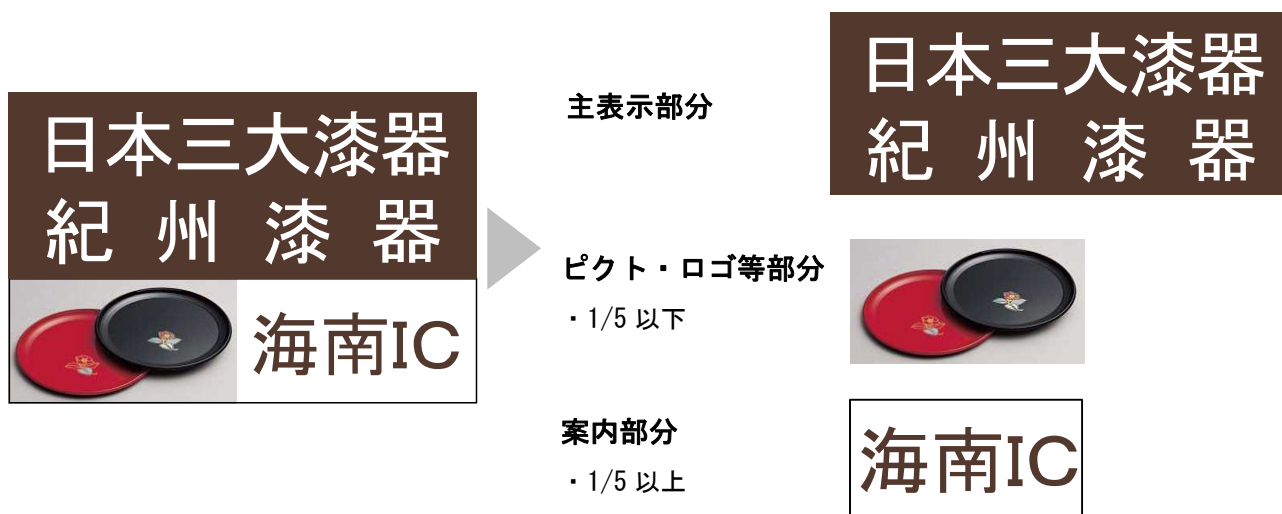
### 1-3. デザイン

#### (1) 表示面のレイアウト

(規則内容)	
1	案内部分の面積は、表示面積の5分の1以上で、案内部分には最寄りのインターチェンジを記載すること。また、必要に応じてインターチェンジからの里程、到着に要する目安時間等を記載することができる。
2	観光地点等を表象する絵や写真（以下「ピクト・ロゴ等部分」という。）を設ける場合には、表示面積の5分の1以下で、1観光地店等につき1か所以内にまとめる。

基準	考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>○案内部分の全表示面積に占める割合は1/5以上とする</li> <li>○案内部分には、最寄り IC は記載する (IC からの距離や目安時間を記載することができる)</li> <li>○ピクト・ロゴ等部分の全表示面積に占める割合は1/5以下とする</li> <li>○1 観光地点等に対して複数のピクトやロゴを使用する場合は、1 か所にまとめる。(集合看板の場合は観桜地点等ごと1か所にまとめる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○統一感を確保するため、ピクト・ロゴ等部分、案内部分の割合を指定します。</li> </ul>

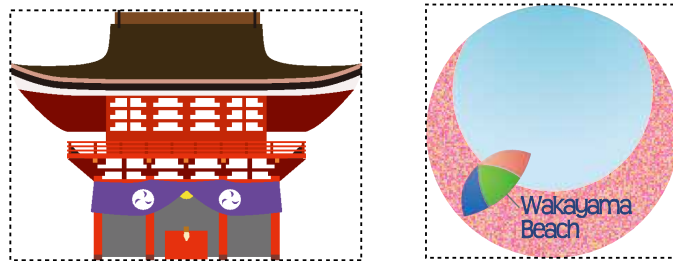
#### ■レイアウトのイメージ



---

**【面積の計算方法】**

- 案内部分やピクト・ロゴ等部分については、まとめて表示する場合は、表示した部分の面積を計測してください。
  - 板面に縁取りがある場合は、板面の端まで計測できます。
  - 案内部分を、分けて表示する場合、それぞれの面積を計測して、合計してもよい。  
(ピクト・ロゴ等部分についても同様)
- 



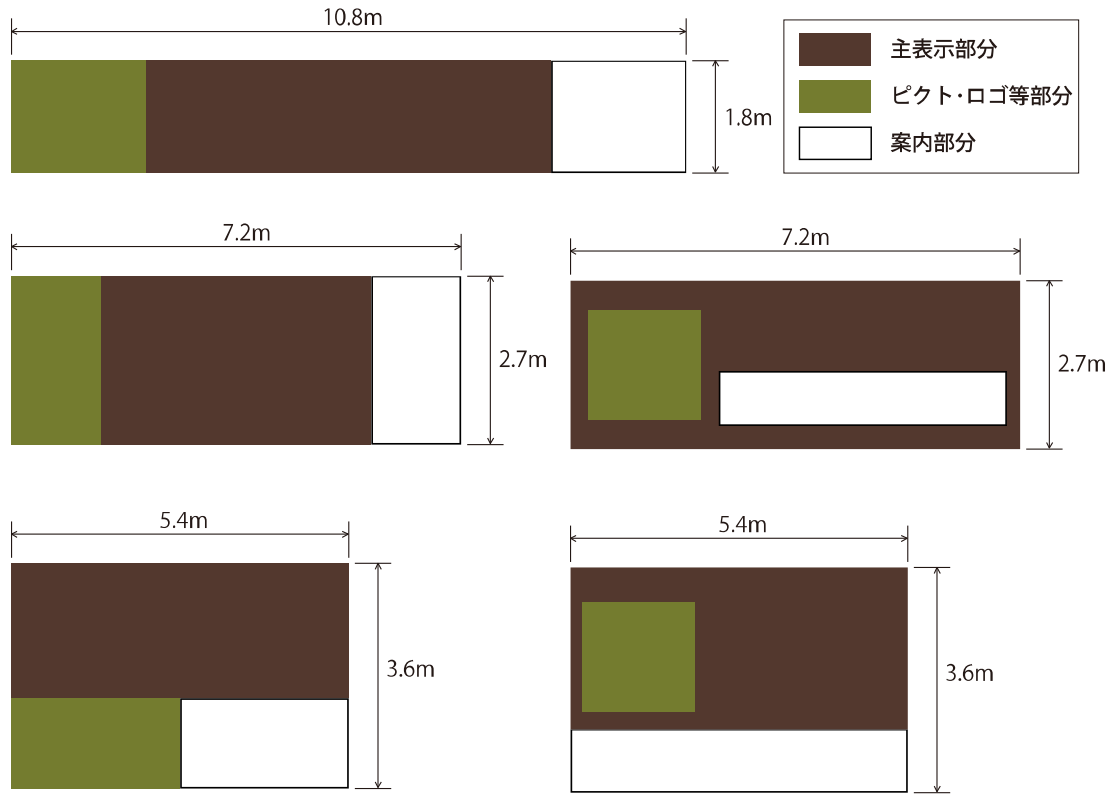
絵を囲む図形の面積（点線部分）を計測



## 【推奨】

### ■配置の例

- 主表示部分、ピクト・ロゴ等部分、案内部分の位置は、下記の配置を参考にしつつ、見やすく、また、わかりやすい表示に努めて下さい。



### ■ピクトグラム例

- ピクトグラムを適切に活用しつつ、伝えたい内容等が視覚的にイメージしやすくなるよう努めて下さい。



博物館・美術館



歴史的建造物



温泉



展望地・景勝地



海水浴場

参考：一般案内用図記号検討委員会

(事務局：公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団)

(2) 広告の色彩

(規則内容)	
1 主表示部分のベースの色彩は基準色とし、文字の色彩は白色とする。	
2 案内部分のベースの色彩は白色とし、文字と矢印の色彩は基準色とする。	
※基準色とは、色相（日本工業規格のマンセル表色系の色相をいう。以下同じ。）が 10R から 7.5YR で、明度（日本工業規格のマンセル表色系の明度をいう。以下同じ。）1.5 から 3.5、彩度が 1 から 3 の色をいう。	

基準	考え方
<p><b>【主表示部分】</b></p> <p>○主表示部分のベース色は、基準色※とすること。</p> <p>※基準色とは次のとおりです            (色相) 10R～7.5YR            (明度) 1.5～3.5            (彩度) 1～3</p> <p>○文字色は、白色とすること。</p>	<p>○基準色は、和歌山の風土にあった周辺景観に調和させるため、木や土、大地といった自然を感じさせ、温かみや安心感がある色として茶褐色とします。</p> <p>○文字は、基準色との調和及び視認性を考慮し、白色とします。</p>
<p><b>【案内部分】</b></p> <p>○案内部分のベース色は白、文字色は基準色とすること（主表示部分を反転させたもの）。</p>	<p>○案内部分は、主表示部分との調和を図ります。</p>
<p><b>【ピクト・ロゴ等部分】</b></p> <p>○ピクト・ロゴ等部分は、主表示部分及び案内部分との調和を図ること。</p>	<p>○ピクト・ロゴ等部分は、主表示部分及び案内部分との調和を図ります。</p>

■色彩の調和のイメージ（例示の基準色は、色相：3.1YR 明度：2.6 彩度：2.7）



■ 基準色の範囲

明度 3.5

彩度	8									
	7									
	6									
	5									
	4									
	3									
	2									
	1									
		5R	7.5R	10R	2.5YR	5YR	7.5YR	10YR	2.5Y	5Y
		赤			赤黄			黄		
		色相								

明度 2.5

彩度	8									
	7									
	6									
	5									
	4									
	3									
	2									
	1									
		5R	7.5R	10R	2.5YR	5YR	7.5YR	10YR	2.5Y	5Y
		赤			赤黄			黄		
		色相								

明度 1.5

彩度	8									
	7									
	6									
	5									
	4									
	3									
	2									
	1									
		5R	7.5R	10R	2.5YR	5YR	7.5YR	10YR	2.5Y	5Y
		赤			赤黄			黄		
		色相								

**【推奨】**

ピクト・ロゴ等部分については、下記を参考にしつつ、和歌山をイメージさせる色の活用に努めて下さい。

**■参考（和歌山カラー）**



緑：メジロ（県の鳥）、うばめがし（県の木）



藍色：マグロ（県の魚）、 県章、 黒潮



オレンジ色： ミカン、 カキ、 根来塗り

### (3) 文字の字体

(規則内容)

- 1 表示面は、判読性及び視認性、統一感に配慮されたものであること。

基準	考え方
<b>【主表示部分】</b> ○視認しやすい字体を用いる  <b>【案内部分】</b> ○角ゴシックとする	○利用者の読みやすさを観点から、案内部分は角ゴシックとし、主要表示部分は視認しやすい字体とします。

### (4) 空き広告及び裏面・支柱対策

(規則内容)

- 1 広告物の支柱並びに表示面の裏側が道路から展望できる場合は、その部分を茶色もしくは灰色とする。

基準	考え方
<b>【裏面・支柱】</b> ○道路から展望できる場合には、茶色若しくはグレーとする ○裏面の表示は認めない	○周辺の自然環境に配慮し、裏面の表示は認めず、また、茶色若しくはグレーの着色とします。
<b>【空き広告】</b> ○許可を受けて掲出していた広告物が空き広告になった場合であっても、1年以内に次の広告を表示する場合であって、表示面を茶色とする変更届を提出し、施工したものにきり存置を認める。  ※空き広告とは、許可時点の広告の掲出を止めた無地や骨組み、広告募集を表示したもの等言う。	○長期にわたり空き広告の状態が継続されることは好ましくないことから、空き広告として存置できる期間は1年間（次の広告主との調整期間）とします。

(5) その他

(規則内容)

- 1 点滅、回転するものでなく、電光表示、点灯照明、ネオン照明、光源が露出したもの（表示面を直接照らすものを除く）は使用せず、使用する場合にあっては、周辺景観に配慮したものであること。また、使用する光源の光色は、原則白色光源であること。
- 2 広告物の支柱並びに表示面の裏側が道路から展望できる場合は、その部分を茶色もしくは灰色とする。

基準	考え方
○点滅・回転する表示、電光掲示する表示は禁止	○周辺の自然環境等の風景維持や運転者の注意散漫になることを防止するため、点滅・回転する表示、電光掲示する表示は禁止とします。
○電飾設備（電光掲示、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの）は使用禁止。  ○表示面を照らすための照明は使用できる。ただし、使用する光源は、原則白色光源であること。	○周辺の景観を阻害したり、光が交通の妨害となることを防ぐため、電飾設備（動光（電光掲示）、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの）の使用は禁止します。

## 1-4. 乱立防止

### (1) 設置可能枚数

(規則内容)

- 1 設置可能な広告物の枚数は、1 観光地点等につき、道路の走行方向ごとに 2 枚まで、最大 4 枚までとする。
- 2 1 地点に設置される広告物は、1 枚とする。ただし、知事がやむを得ないと認めたときは、2 枚までとする。

基準	考え方
○走行方向ごとに 2 枚まで (県内で最大 4 枚)	○広告物の乱立を抑制するため、同一内容の広告物に関する設置可能枚数を制限します。 ○奈良、三重方面からの利用者にも配慮するため、上り・下り別に設置枚数を規定します。 ○事前案内と直前案内の 2 枚を上限とします。

(2) 広告物の集合化

(規則内容)

- 1 2者もしくは3者が共同で表示し、又は設置する場合にあっては、表示面積は30㎡以下であること。ただし、3者が共同で表示し、又は設置する場合であって、外国語を併記する場合に限り、45㎡以下とすることができる。

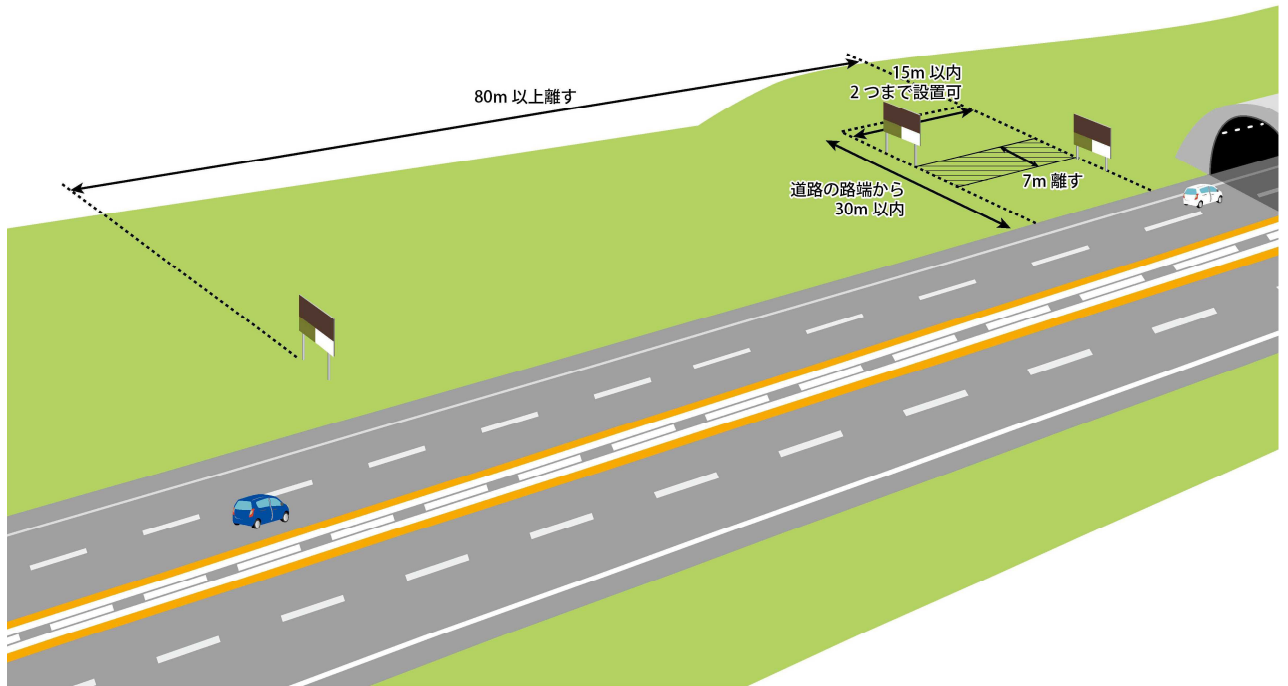
基準	考え方
<p>○30㎡以内（集合看板） かつ幅11m以下</p> <p>※ただし、3者まで ※3者の集合看板であって、英語併記の場合は、面積基準の1.5倍以下とする</p>	<p>○集合化広告物の最大面積は、独立広告として商業地などで設置可能な30㎡までとします。</p>
<p>○案内部分の全表示面積に占める割合は1/5以上とする。 ○ピクト・ロゴ等部分の全表示面積に占める割合は1/5以下とする。</p>	<p>○統一感を確保するため、広告物の標準形状とピクト・ロゴ等部分、案内部分の割合を指定します。</p>
<p>○一団の広告物は、一定の範囲内（幅15m）に2枚までとする</p>	<p>○視認性、判読性の観点から一地点の表示は2種類の広告物までとする。</p>

■集合化した広告物のイメージ





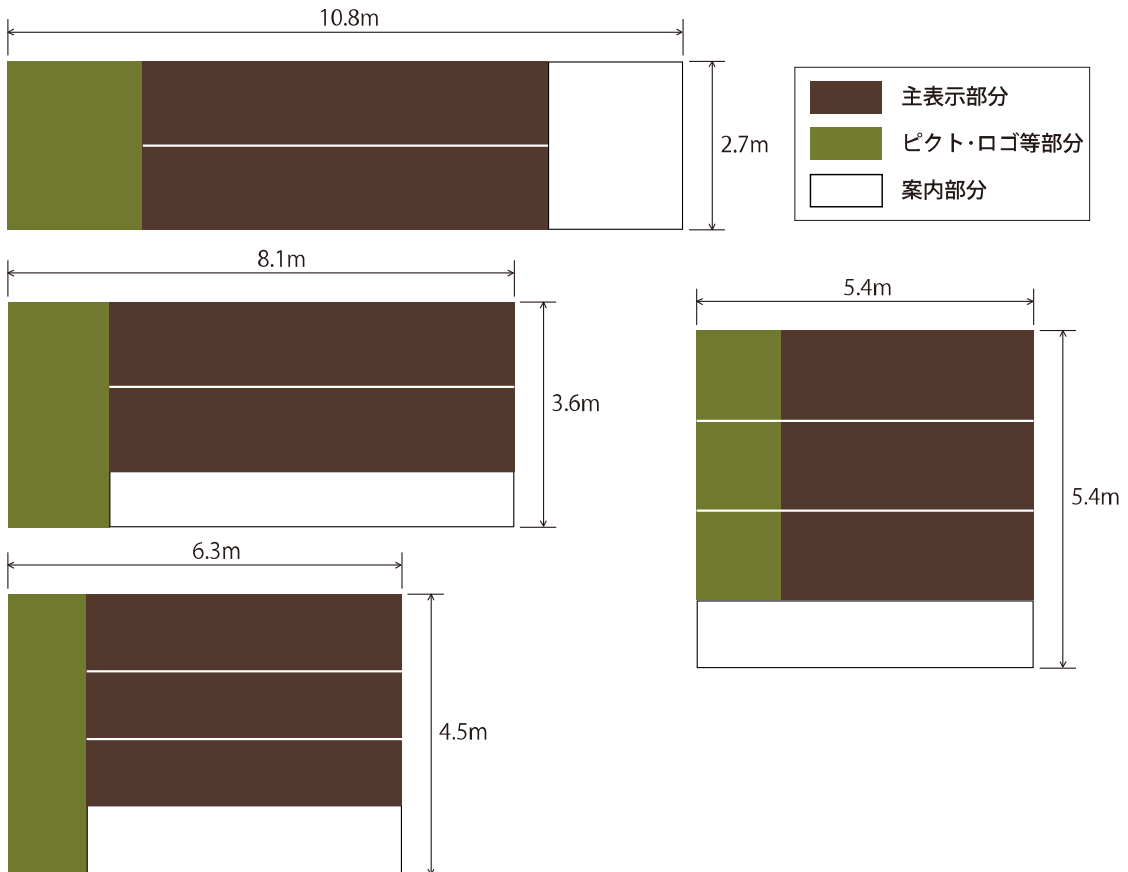
■一団の広告物の例



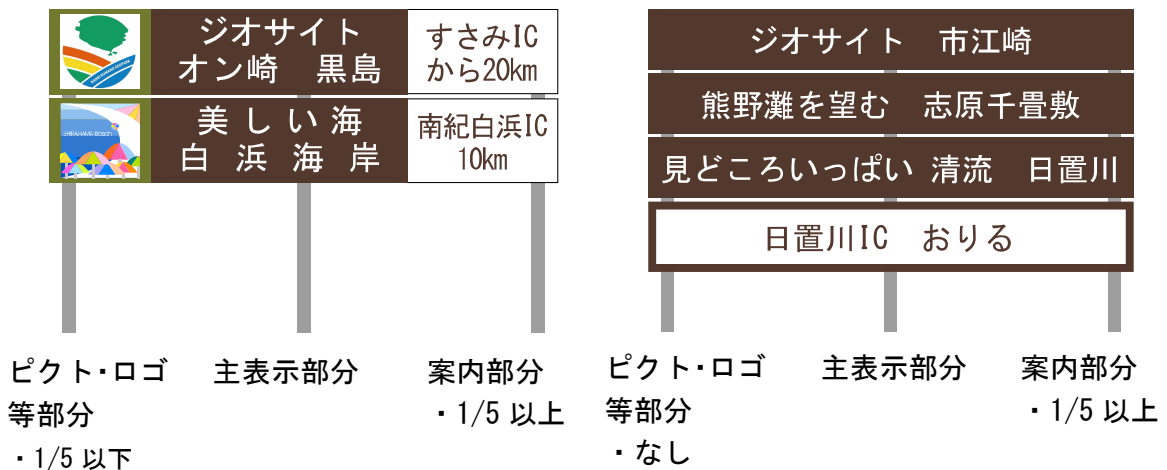
【推奨】

- 表示面の高さとの関係は、下記の大きさを参考にして下さい。

表示面の高さ	表示面の幅	表示面の面積
2.7m	10.8m	29.16 m <sup>2</sup>
3.6m	8.1m	29.16 m <sup>2</sup>
4.5m	6.3m	28.35 m <sup>2</sup>
5.4m	5.4m	29.16 m <sup>2</sup>



- 文字部分、ロゴ等部分、案内部分の位置については、下記の配置を参考にしてわかりやすい表示に努めて下さい。



## 1-5. 危害防止

### (1) 道路標識からの距離

(規則内容)

- 1 道路標識から 10m 以上離して設置するものであること。

基準	考え方
○道路標識から 10m 以上離す	○道路標識の周辺に広告物を設置すると、道路標識の妨げになるとともに、広告効果も小さくなります。 ○このため、道路標識から 10m 以上離すこととします。

### (2) 道路端からの距離

(規則内容)

- 1 表示面が、側方の道路の路端から道路外側に向かって 5m 以上かつ 30m 以内の範囲から突出しないこと。

基準	考え方
○道路端からの距離は 5 m 以上離す	○広告物の維持点検や道路標識の視認性確保の観点から、高速道路の路端から「5m」以上後退させます。

### (3) 設計と施工

(規則内容)

- 1 支柱、基礎、骨組み等が木類でなく、鉄部には防錆の処理をほどこすこと。

基準	考え方
○高さ 4m 超のものについては、建築基準法の工作物の構造規定に適合させることが必要 ○許可条件として、維持点検計画の添付が必要 ○骨組み等に木類は用いない ○鉄類には、防錆処理を施すこと	○高速道路等沿道であるため、特に強風などによる飛散が重大な事故を引き起こす可能性が高く、交通安全性を確保する必要があるため、設計と施工等に基準を設けます。

---

## 第6章 適切な維持管理

### 1. 安全性の確保

屋外広告物については、落下や倒壊による危害の防止に努める必要があります。設置する段階で十分な強度計算や耐候措置を行っていても、長年の使用によって老朽化が進み事故を引き起こすこともあります。

外から見ている限りは問題が無くても内部で腐食が進行している場合がありますので、設置者は、定期的な検査を行い、安全性の確保に努めて下さい。

### 2. 美観の維持

道路沿道の広告物は、雨風や排気ガス等によって汚れがちです。広告物が汚れた状態で放置されることは、景観を阻害するとともに和歌山のイメージをも損ないます。

また、事業者が撤退したまま放置された広告物は、景観を阻害するだけでなく、倒壊の危険性も高くなります。

設置者は、広告物の美観を維持するとともに、事業者が撤退した場合には原状回復する等、良好な景観形成に支障を生じさせないよう広告物の適正な維持管理に努めて下さい。

---

## 第7章 今後の検討課題

### 1. インターチェンジ周辺の屋外広告物規制の必要性

インターチェンジ周辺は、高速道路等の沿道とは異なり、条例上、広告物の設置が許容される「許可地域」として位置づけられていますが、現在、主要なインターチェンジ周辺では、広告物の統一化が図られておらず、良好な景観形成の観点から支障が生じている事例があります。

今回、高速道路等の沿道に周辺景観と調和しつつ分かりやすく統一感のある広告物の設置を認めることから、今後は、高速道路等からの景観の連続性を確保するため、インターチェンジ周辺を念頭に必要な施策を検討していきます。

### 2. 広告主や広告事業者に対する周知・啓発等

今回の取組みは、広告主、広告業者等の民間事業者の協力を得つつ、本県の観光振興を推進しようとするものであることから、高速道路等沿道における広告物の設置基準の詳細内容について、広告主、広告業者等に対し丁寧に周知する必要があります。

このため、本ガイドラインを策定することに加え、リーフレット等を作成し、関係者に対し周知徹底を図ります。また、当面の間は、県による相談窓口の設置や県への事前協議制度を設ける等、本制度を、円滑に、また、統一的に運用します。

### 3. 高速道路等沿道広告物を活用したブランド戦略

観光地点や地域資源等のブランド戦略を推進するため、高速道路等沿道における屋外広告物の積極的な活用を位置づけ、和歌山をイメージさせる色彩やロゴ等の活用、企業協賛制度等によりその推進を図ることも有益であると考えられます。

こうした点については、今後の検討課題として位置づけ、広告物の設置状況等を踏まえつつ、市町村や関係団体等の意見を参考に、高速道路等以外の部分を含めて、そのあり方を検討していきます。

### 4. 適時・適切な基準の見直し

今回の取組みは、全国的にも例を見ない先導的な取組みであることから、状況の変化等を踏まえつつ、必要に応じて基準を見直していくことが重要です。このため、本規制施行後の広告物の設置状況等を注視しつつ、観光客のニーズ並びに観光戦略などの公共的目的の変化等を踏まえて必要が生じた場合には、適時・適切に基準を見直すこととします。

## 参考資料

### 1. 設置基準の考え方等

#### 1-1. 規格

大きさ	単独看板：20 m <sup>2</sup> 以内 集合看板：30 m <sup>2</sup> 以内 英語併記（集合看板）は45 m <sup>2</sup> まで可
単独	<p>人が、1箇所に滞留する時間0.3秒で読むことができる文字数と文字高さ「70cm」並びに、判読性を向上させる適度な余白と文字間隔より、主表示部分は最低12 m<sup>2</sup>となる。</p> <p>また、和歌山県の案内広告物は、案内に要する面積は表示面積の1/3以上必要であるため、主表示部分の規模を勘案し、案内部分の面積は、主表示部分の面積の1/3とすると4 m<sup>2</sup>以上となる。</p> <p>表示内容をイメージするピクト・ロゴ等部分は主表示分の1/3以下として、4 m<sup>2</sup>以下とする。</p> <p>よって、単独の場合の最大面積は12 m<sup>2</sup> + 4 m<sup>2</sup> + 4 m<sup>2</sup> = 20 m<sup>2</sup>とする。</p>
集合	集合化看板の最大面積は、独立広告として商業地などで設置可能な30 m <sup>2</sup> とする。これは、広告物の内容が、観光振興を目的とする公益性を確保したものであることや高速道路等の視認性の観点からである。
英語併記	許可地域でも景観に配慮した場合に面積の1.5倍の緩和規定があり、集合看板かつ英語併記の場合には、文字高の制限からもあることから、1.5倍の面積緩和を設け、45 m <sup>2</sup> まで可とする。

高さ	地盤面から7 m以下
許可基準と同様に7 m以下とする。	

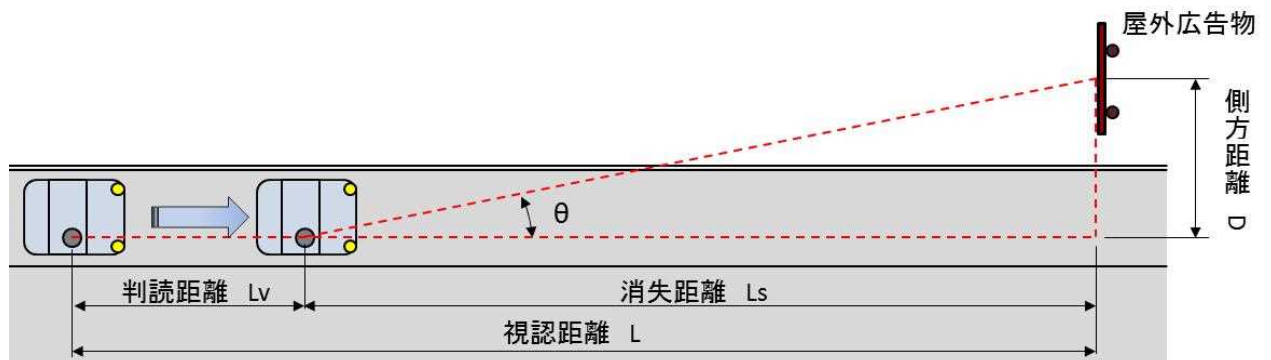
## 1-2. デザイン

色	茶色
国立公園案内看板を基準に検討した。海外でも観光看板は茶色が基本。	

字体	角ゴシック
角ゴシックは視認性に優れており、高速道路等の標識も角ゴシックの中の「ヒラギノ」が採用されている。	

文字サイズ	15m 以内→50cm 以上 15m～30m 以内→70cm												
道路標識の基準「道路標識設置基準・同解説（社）日本道路協会」を参考に視認距離から判読できる文字サイズの文字高を算出すると、右表となる。	<table border="1"> <tr> <td>路端からの距離 (m)</td> <td>15</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>視認距離 (m)</td> <td>118</td> <td>174</td> </tr> <tr> <td>判読距離 (m)</td> <td>43</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>文字高 (cm)</td> <td>50</td> <td>69</td> </tr> </table>	路端からの距離 (m)	15	30	視認距離 (m)	118	174	判読距離 (m)	43	43	文字高 (cm)	50	69
路端からの距離 (m)	15	30											
視認距離 (m)	118	174											
判読距離 (m)	43	43											
文字高 (cm)	50	69											

### ■基準の設定方法(道路端からの距離)



・視認距離  $L = f(h^*) = 5.67 \times h^*$     ただし、 $h^* = k_1 \times k_2 \times k_3 \times h$

ここで、 $h^*$ : 有効文字高

$h$ : 実際の文字高

$k_1$ : 文字の種類による補正係数    (漢字 → 0.6)

$k_2$ : 文字(漢字)の複雑さによる補正係数 (画数10画以下 → 1.0)

$k_3$ : 走行速度による補正係数    (80km/h → 0.82)

・判読距離  $L_v = V \times S$

ここで、 $V$ : 走行速度 (80km/h)

$S$ : 判読時間 (1.95秒)

【出典: 道路情報表示装置A型電光式表示機仕様書・同解説(昭和60年7月)

(社)建設電気技術協会】

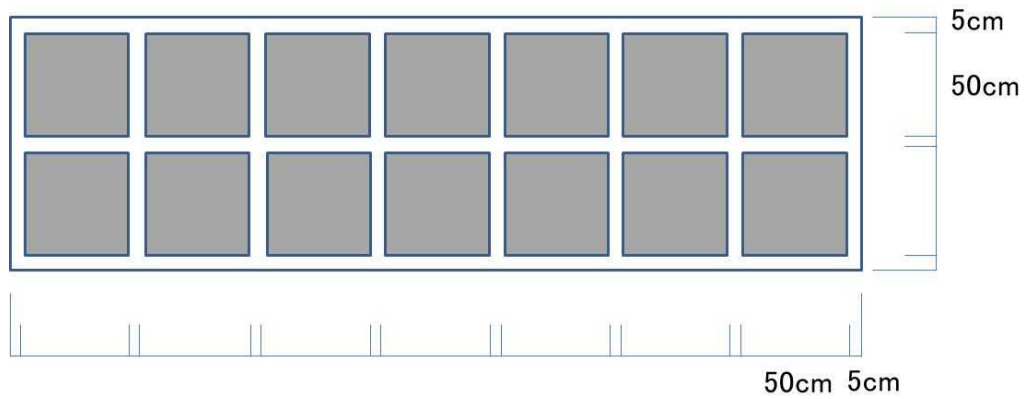
・消失距離  $L_s = L - L_v$

・ $\theta$ : 消失地点における進行方向線と広告物との作る角度 (標準値 = 15°)

・側方距離  $D = L_s \times \tan \theta$

参考: 道路標識の基準「道路標識設置基準・同解説(社)日本道路協会」

■基準の設定方法(文字サイズ)



表示面積	案内部分 : 1/5 以上 ピクト・ロゴ等部分 : 1/5 以下
主表示部分を勘案し、案内部分を全体の 1/5 以上、またピクト・ロゴ等部分を全体の 1/5 以下とした。(詳細は、大きさの規定と同じ。)	



### 1-3. 枚数・設置場所

設置枚数	4枚まで（上り・下り2枚）
高速道路等の案内広告物は、事前と直前に案内することが規定されており、同様に考えると走行方向ごとに2枚必要なため。	
路端からの距離	5m～30m
現地調査より現在立地する広告物は道路の路端より、平均して路端から17m離れており、（路端から15mを標準とし、地理的特性等を踏まえ路端から最大30mとする。 また、高速道路等沿道であることから、維持点検や道路標識の視認性確保の観点から路端から5m後退させる。	
路面からの高さ	12m以内
視認距離と仰角の関係や地理的条件を勘案して12m以下とする。	
相互間距離	80m以上
時速80kmの判読距離は43mであり、連続して広告を読むだけ場合は、最低43m間隔で可能だが、表示内容を判断する時間（約2秒程度）も考慮して、相互間距離は80m以上とする。	
一団の広告	15m以内、相互間距離7m以上
15m以内を一団の広告と考えることで、相互間距離が最も短くなる場合、50mとなるが、時速80kmの判読距離43m以上は確保され、色彩等統一を計ることで、視認性は確保される。 一般許可地域同様、広告物間は7m以上離す条件は設ける。	

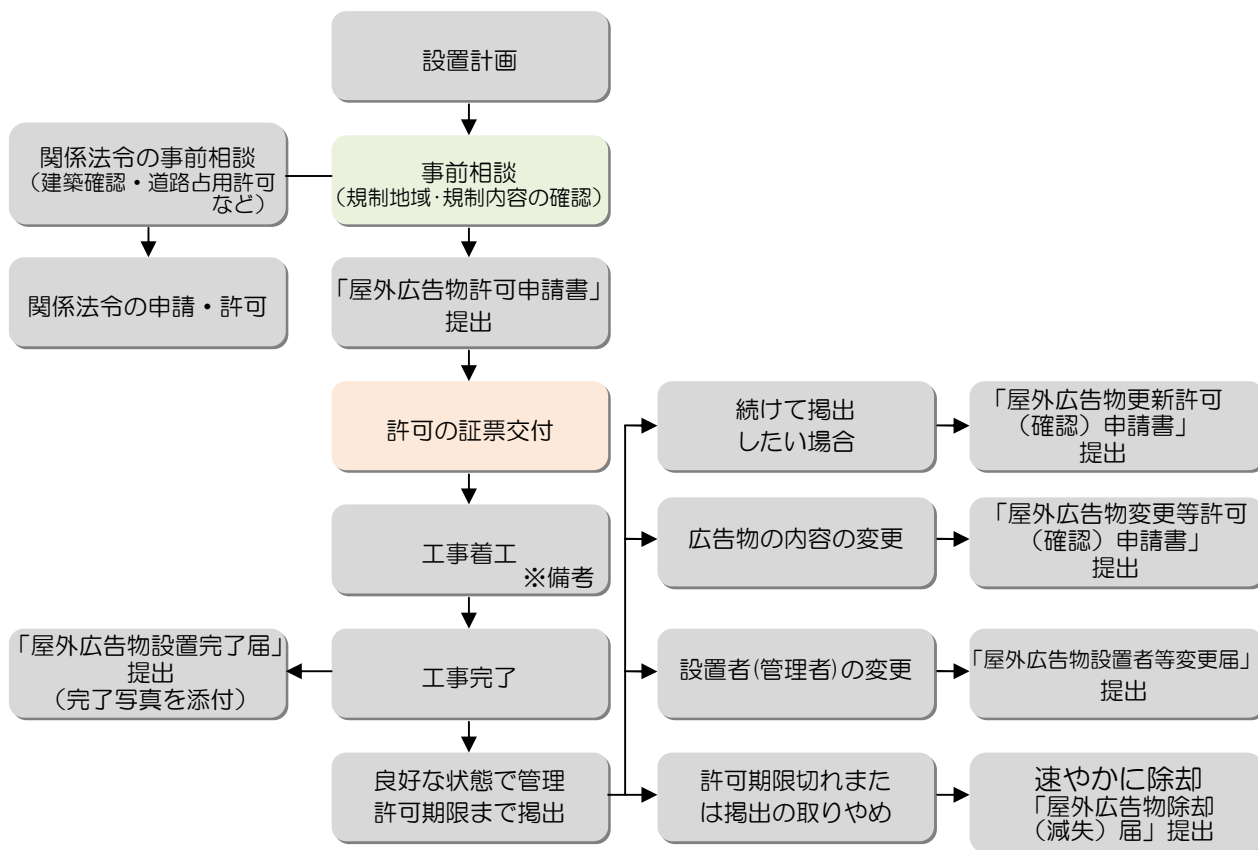
## 2. 申請手続き関係

### 2-1. 申請方法

屋外広告物を設置する場合には、あらかじめ市町村長の許可を受ける必要があります。  
事前に県への相談を済ませ、余裕をもって申請しましょう。

許可申請の流れは、下記の通りです。

#### ■手続きフロー



※備考  
設置を依頼する場合は、和歌山県屋外広告業に登録している業者に依頼して下さい。

■申請に必要なもの

【新規申請】

No	書類	内容・注意事項
1	屋外広告物許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第●号の●</li> <li>・記名押印又は自署が必要。</li> <li>・法人による申請の場合、代表者印が必要。</li> </ul>
2	案内図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案内図板の設置場所、案内する場所が分かるもの。</li> <li>・設置場所から案内先への経路、距離を記入する。</li> <li>・案内図を表示する方向を記入する。</li> </ul>
3	仕様書・設計図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ、面積、構造の分かるもの。</li> </ul>
4	色彩及び意匠を表す図面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示内容の分かるもの。</li> <li>・ピクト・ロゴ等部分、案内部分を図示し、その面積と計算式を記入する。</li> <li>・広告部分のベースカラーの色彩をマンセル値で表記する。</li> </ul>
5	非自己所有地の場合、承諾書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用承諾書、借地契約書、占用許可書等。</li> </ul>
6	周辺のカラー写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近接する広告物との相互間距離が確保されていることが分かるもの。</li> <li>・近接して広告物がある場合、相互間距離を記入する。</li> </ul>
7	堅ろうな広告物の管理者設置届け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第●号</li> <li>・堅ろうな広告物（高さ4m超のもの）の場合。</li> </ul>

※ 申請手数料については、問い合わせ先に確認してください。

## 【変更】

- ・板面のみを変える場合は変更申請としてください。（ただし、軽微な変更の場合は、届出不要です。詳細は届出窓口へお問い合わせください。）設置場所を変える場合は、新規申請をしてください。

No	書類	内容・注意事項
1	屋外広告物変更許可申請書	・様式第●号
2	案内図	・案内図板の設置場所、案内する場所が分かるもの。 ・設置場所から案内先への経路、距離を記入する。 ・案内図を表示する方向を記入する。
3	仕様書・設計図	・高さ、面積、構造の分かるもの。
4	色彩及び意匠を表す図面	・表示内容の分かるもの。 ・ピクト・ロゴ等部分、案内部分を図示し、その面積と計算式を記入する。 ・広告部分のベースカラーの色彩をマンセル値で表記する。
5	周辺のカラー写真	・近接する広告物との相互間距離が確保されていることが分かるもの。 ・近接して広告物がある場合、相互間距離を記入する。

※ 申請手数料については、問い合わせ先に確認してください。

## 【申請の時期】

- ・工事着手前に許可を受けなければなりません。申請の標準処理期間は ●日ですので、工事着手予定前に許可を受けることができるよう、余裕を持って申請してください。
- ・許可を受けた案内図板には、許可権者が交付する屋外広告物許可証（シール）を、道路から見える面に貼付してください。

## ■ガイドライン適合チェックシート

ガイドラインの内容に沿ったものかどうか確認して、適合・不適合の欄に○を記入しましょう。

### ①表示内容

適合 不適合

	適合	不適合
■伝えたい内容をできるだけシンプルにわかりやすく記載していますか。		
■設定された文字の大きさを基に、情報内容や量を調整していますか。		
■案内部分については、地点・施設までの距離等の情報を正確に示していますか。		

### ②規格

■表示面の高さとの関係は、周辺の自然景観を阻害していませんか。		
■表示面の余白率は50%以上ありますか。		
■記載している文字は、できるだけ大きく判読しやすいものですか。		

### ③デザイン

■案内部分やピクト・ロゴ等部分は、それぞれまとめて判読しやすい表示となっていますか。		
■伝えたい内容等をイメージしやすくするため、ピクト・ロゴ等部分には、ピクトグラムを活用していますか。		
■ピクト・ロゴ等部分の色彩は、主表示部分や案内部分の色合いと調和し、周辺の自然景観を阻害していませんか。		
■ピクト・ロゴ等部分の色彩は、和歌山をイメージさせる色を使用していますか。		
■一団の場所に設置する場合、相互間のデザインに配慮していますか。		

### ④設置場所

■設置場所は、周辺の自然景観を阻害していませんか。		
■一団の場所に設置する場合、相互間の設置場所に配慮していますか。		

## 2-2. 申請書記入例

様式第●号の●(第●条関係) (用紙 日本工業規格A4縦型)

### 屋外広告物許可申請書

平成 28 年 10 月 1 日

和歌山県知事 仁坂 吉伸 様

広告主又は  
委託された広告業者

申請者

住所 { ○○市○○町○○ ×-× }  
氏名 { 株式会社 ○○ }  
      { 代表取締役 和歌山 太郎 ㊟ }

法人の場合は、代表者印。  
(氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)  
を自署する場合は、押印は不要)

広告物を表示したいので、和歌山県屋外広告物条例第●条の規定により申請します。

広告物の種類	野立て案内図板		
広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所	○○市○○町○○ ××-×		
表示の内容	わかやま WAKAYAMA 有田 IC ほか		
形状及び面積	縦 2.7 m × 横 7.2 m 19.44 m <sup>2</sup> 片面表示 高さ 5.0 m		
材料及び構造	鉄骨造、木枠カラー垂鉛めつき鉄板張り 塗装仕上げ		
色彩、意匠その他表示の方法	別紙のとおり		
広告物の表示又は掲出物件の設置の期間	平成○年○月○日から 平成○年○月○日まで		
工事施行者	氏名又は名称	株式会社 ○○ 代表取締役 和歌山 太郎	屋外広告業 の登録番号 和歌山県 知事登録 屋外広告業 第×××号
	住所	○○市○○町○○ ×-×	
工事着手予定年月日	平成○年○月○日	工事完了予定年月日	平成○年○月○日
備考			

(注) 不要の文字は、抹消すること。

## 2-3. 問い合わせ先

和歌山県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の許可事務は市町村（和歌山市を除く。）が行っています。許可事務に関しては、市町村にお問い合わせ下さい。屋外広告業・条例・施行規則等に関しては、県にお問い合わせ下さい。

市町村	担当課	所在地	TEL
海南市	管理課	〒642-0002 海南市日方 1525-6	073-483-8489
橋本市	都市計画課	〒648-8585 橋本市東家 1 丁目 1 番地	0736-33-1111
有田市	建設課	〒649-0304 有田市箕島 27	0737-83-1111
御坊市	都市建設課	〒644-0002 御坊市藪 350	0738-23-5512
田辺市	計画課	〒646-8545 田辺市新屋敷町 1	0739-26-9937
新宮市	管理課	〒647-0013 新宮市春日 1-1	0735-23-3333
紀の川市	都市計画課	〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井 338 番地	0736-77-2511
岩出市	土木課	〒649-6292 岩出市西野 209	0736-62-2141
紀美野町	建設課	〒640-6292 海草郡紀美野町動木 287	073-489-5904
かつらぎ町	建設課	〒649-7192 伊都郡かつらぎ町丁ノ町 2160	0736-22-0300
九度山町	建設課	〒648-0198 伊都郡九度山町九度山 1190	0736-54-2019
高野町	建設課	〒648-0281 伊都郡高野町高野山 636	0736-56-3000
湯浅町	建設課	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅 1055-9	0737-64-1124
広川町	総務政策課	〒643-0071 有田郡広川町広 1500	0737-63-1122
有田川町	建設課	〒643-0021 有田郡有田川町下津野 2018-4	0737-52-2111
美浜町	産業建設課	〒644-0044 日高郡美浜町和田 1138-278	0738-23-4952
日高町	産業建設課	〒649-1213 日高郡日高町高家 626	0738-63-3804
由良町	産業建設課	〒649-1111 日高郡由良町里 1220-1	0738-65-1203
印南町	建設課	〒649-1534 日高郡印南町印南 2252-1	0738-42-1734
みなべ町	建設課	〒645-0002 日高郡みなべ町芝 742	0739-74-3335
日高川町	まちみらい課	〒646-1324 日高郡日高川町土生 160	0738-22-2041
白浜町	建設課	〒649-2211 西牟婁郡白浜町 1600	0739-43-6589
上富田町	産業建設課	〒649-2192 西牟婁郡上富田町朝来 763	0739-47-0550
すさみ町	産業建設課	〒649-2621 西牟婁郡すさみ町周参見 4089	0739-55-2004
那智勝浦町	建設課	〒649-5392 東牟婁郡那智勝浦町築地 7-1-1	0735-52-0560
太地町	産業建設課	〒649-5171 東牟婁郡太地町太地 3767-1	0735-59-2335
古座川町	建設課	〒649-4104 東牟婁郡古座川町高池 673-2	0735-72-0180
北山村	総務課	〒519-5604 東牟婁郡北山村大沼 42	0735-49-2331
串本町	建設課	〒649-4192 東牟婁郡串本町西向 359	0735-72-0628
県	担当課	所在地	TEL
和歌山県	都市政策課	〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1	073-441-3228

### 3. 検討経緯

#### 3-1. 和歌山県景観審議会 屋外広告物専門委員会

##### (1) 開催経緯

	実施日	内容
第1回	平成28年8月30日	・ 基準案作成に向けた進め方 ①表示内容、②規格、③デザイン ④乱立防止、⑤危害防止
第2回	平成28年10月4日	・ 第1回専門委員会を踏まえた事務局基準（素案）
第3回	平成28年10月25日	・ 第2回専門委員会を踏まえた事務局基準（案） ・ ガイドライン（素案）
第4回	平成28年11月30日	・ 基準（案）とガイドライン（案）について

##### (2) 委員名

	氏名	所属等
委員	川角 典弘	和歌山大学システム工学部システム工学科 講師
委員	坂口 邦嗣	和歌山県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長
委員 (会長)	永瀬 節治	和歌山大学観光学部観光学科 准教授
委員	藤本 秀樹	和歌山県屋外広告美術協同組合 理事

50 音順、敬称略